## 《記載例》

令和7年7月1日

過半数労働者代表

※過半数の労働者で組織する労働組合 (以降「過半数労働組合」)がある場合は、 労働組合の代表 フクシマ株式会社 福島支店 支店長 〇〇〇〇

## 派遣可能期間の延長についての意見聴取に係る通知書

当事業所においては、現在派遣労働者を受け入れているところですが、派遣可能期間の制限に抵触する日(令和7年10月1日)以降も引き続き労働者派遣の役務の提供を受けることについて、労働者派遣法第40条の2第4項により、下記のとおり意見を求めます。

記

1. 派遣受入事業所

フクシマ株式会社 福島支店 福島県福島市〇〇町〇〇番地

2. 延長しようとする派遣期間

令和7年10月1日~令和9年9月30日 (延長可能期間は最大3年間まで)

3. 当事業所における派遣労働者の受入れ状況

【参考】令和4年10月1日~令和7年6月末までの状況

受入部署	受入期間	派遣労働者数	正社員数
製造部○○課	R4.10.1~R5.9.30	2名	2名
(あいづ工場)	R5.10.1~R6.9.30	1名	2名
	R6.10.1~R7.6.30	1名	2名

↑注意※上記の表は一例であり、意見聴取の実効性が高まるような資料を提供することが望ましい。

## 4. 回答期日

本通知に対する意見については、令和7年8月31日までに回答願います。 なお、意見が無い場合もその旨をご連絡ください。

以上

- ■注意※過半数労働者代表は、以下の両方を満たす必要があります。
  - ①労基法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。
  - ②派遣可能期間の延長に係る意見を聴取される者を選出する目的であることを明らかにして実施される投票、挙手等の民主的な方法による手続により選出された者であって、派遣先の意向に基づき選出されたものでないこと。